

東浦町環境審議会 会議録

会議の名称	令和４年度東浦町環境審議会	
開催日時	令和５年３月２４日（金）午後１時３０分から午後３時２０分まで	
開催場所	東浦町役場 本庁舎３階 合同委員会室	
出席者	委 員	野村 雅廣（卯ノ里コミュニティ推進協議会会長） 戸田 重雄（東浦町農業委員会会長） 小林 幸子（卯の花くらしの会運営委員長） 近藤 隆幸（株式会社豊田自動織機刈谷工場） 鈴木 恵子（ＪＡあいち知多女性部東浦地域部長） 杉浦 政代（東浦町教育委員会委員） 藤井 敏夫（元愛知県環境部長） 木村 滋（公募） 今江 勇（公募）
	事務局	神谷 明彦（東浦町長） 原田 英治（生活経済部長） 新美 英二（環境課長） 柘田 美貴（環境課環境保全係長） 加古 将人（環境課環境保全係主事）
欠席者	委 員	井上 裕恵（新田保育園保護者の会会長） 関 浩二（東浦町商工会会長） 西山 正美（イオンモール株式会社イオンモール東浦） 児玉 吉史（カリモク家具株式会社）
議 事	議事１ あいさつ 議事２ 会長及び副会長の選任について 議事３ 議題 （１）第３次東浦町の環境を守る基本計画実施計画の進捗状況について （２）第３次東浦町の環境を守る基本計画の中間見直しについて （３）ごみの分別と減量に向けて 議事４ その他	
傍聴者数	０名	
備 考		

環境課長：あいさつ

会議の公開の確認

傍聴者人数の確認（傍聴者 0 名）

会議録作成のための録音ならびに写真撮影の了承

生活経済部長：あいさつ

日頃から本町の環境行政へのご協力について感謝する。

本町では、第 3 次東浦町の環境を守る基本計画に基づき、環境施策に取り組んでいる。

本会議では、計画の進捗状況の報告、地球温暖化対策の推進に伴う基本計画中間見直し、ごみの分別と減量に向けた今後の取り組み等を議題としている。委員の皆様には、ご意見をお願いしたい。

環境課長：会議に入る前に、会議資料等の確認をお願いする。

本日の出席者は 9 名であり、過半数の出席があるため、審議会の成立とする。

委員の自己紹介は、配席図にて代えさせていただく。

それでは、次第に沿って進めていく。

次第 2 の会長及び副会長の選任について、東浦町の環境を守る基本条例第 12 条第 1 項の規定により、会長及び副会長を委員の互選により定める。会長の選任について推薦はあるか。

委員：会長に、卯ノ里コミュニティ推進協議会会長の野村委員を推薦する。

環境課長：他に推薦される委員はいるか。

いないようなので、拍手をもって野村委員を会長に承認とする。

委員：（拍手）

環境課長：次に副会長の選任を行う。推薦はあるか。

委員：副会長に、東浦町農業委員会会長の戸田委員を推薦する。

環境課長：他に推薦される委員はいるか。

いないようなので、拍手をもって戸田委員を副会長に承認とする。

委員：（拍手）

環境課長：それでは、野村委員と戸田委員は、会長席、副会長席への移動をお願いします。

それでは、会長より挨拶をお願いします。

会 長：あいさつ

環境課長：続いて、副会長より挨拶をお願いします。

副 会 長：あいさつ

環境課長：以降の議事の取り回しを会長にお願いします。

会 長：それでは、次第３の議題（１）第３次東浦町の環境を守る基本計画実施計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局：第３次東浦町の環境を守る基本計画実施計画の進捗状況について、報告する。

「第３次東浦町の環境を守る基本計画」は、本町が目指す環境の将来像や、取り組むべき環境施策を定め、住民・事業者・行政の協働により環境行動を推進することを目的として、令和２年度末に策定した計画である。

計画の期間は、令和３年度から令和１２年度までの１０年間で、実施状況等を確認しながら、必要に応じて中間年度での見直しを行う。

本計画に位置付けられた各施策を計画的に行うため、目標の達成に向けた具体的な事業内容を定めた実施計画を作成しており、年度ごとに計画を立て、各課から実績の報告を行うことで進捗状況等を把握している。

実施計画における事業数は、５つの基本目標を掲げ、それぞれ取り組む事業を各課で計画し、事業数は合計１３０事業となる。第３次東浦町の環境を守る基本計画実施計画だが、担当課における各年度の計画に対する実績と、次年度における計画を毎年報告することとしている。

次に、第３次東浦町の環境を守る基本計画 成果指標の状況について、説明する。

基本目標１から５までの成果指標をまとめており、令和元年度、令和３年度の実績値と、中間目標（令和７年度）、最終年度（令和１２年度）の目標値をグラフ化している。一部を抜粋して説明する。

二酸化炭素の年間排出量だが、実績値は環境省のホームページで公開している自治体排出量カルテの数値を使用しており、公開された年度時点での最新の数値を使用しているため、令和元年度は、平成 29 年度の実績値、令和 3 年度は令和元年度の実績値となる。平成 29 年度と令和元年度を比べると、排出量は減っており、令和 7 年度目標の数値を達成している。

東浦町役場の年間電力消費量だが、令和元年度と令和 3 年度を比べると、消費量が大きく減っているが、これは庁舎内の LED 化が平成 30 年度に完了した事による影響が大きいと考える。

里山保全活動（東浦自然環境学習の森）に参加する年間延べ人数だが、東浦自然環境学習の森で保全活動をしている保全・育成の会の活動人数や環境課が主催する観察会等の参加者の人数を表している。令和元年度から令和 3 年度にかけて、人数が若干減っているが、新型コロナウイルス感染症による活動自粛によるものである。

河川 BOD の環境基準達成率だが、東浦町内の河川 14 箇所です年に 2 回、水質調査を実施しており、BOD の基準値（5 mg/L）以下のものを％で表している。令和元年度と令和 3 年度を比べると、達成率は増えているが、目標には届いていない。引き続き、水質調査を実施し、結果を報告する。

典型 7 大公害（大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）の苦情件数だが、令和 3 年度は 26 件で、内訳は、大気が 20 件（内、野焼きが 18 件）、水質が 1 件、騒音が 3 件、悪臭が 2 件である。大半が野焼きによる苦情であり、引き続き、ホームページ、広報誌等で、適正な野焼きに関する周知を実施する。不法投棄の発見箇所数だが、ここでの不法投棄は、家電、机、イス、タイヤ、建築廃材等を指しており、タバコの吸い殻など、ポイ捨て程度のものは含んでいない。令和元年度の 76 箇所に比べ、令和 3 度は 41 箇所と、かなり減少した。引き続き、監視員による環境監視パトロールを実施する。

以上、一部を抜粋して説明したが、各項目について、実績値と目標値を照らし合わせ、中間見直しのタイミングで、目標値の見直しを実施する。

会 長：事務局から説明があったが、質問はあるか。

委 員：LED 化による電力消費について、かなり効果が出ており、いい宣伝になると思う。他の施設や事業所等でも LED 化を推進することで、さらなる効果が期待できるのではないか。また、この実績を住民等に PR したらどうか。

事務局：東浦町内の施設については、順次 LED 化を進めているところである。LED 化による電力消費の削減効果の実績について、住民等に周知するよう検討する。

委員：太陽光発電等の再生可能エネルギーについて、東浦町の公共施設で、具体的な計画は進めているのか。

事務局：東浦町の公共施設の屋根の上に太陽光パネルの設置を検討しているが、施設の老朽化が進んでおり、太陽光パネル設置による構造上の耐力の問題があるため、基本的に新施設に設置することを検討している。

会長：他に意見はあるか。
ないようなので、続いて、次第 3 の議題（2）第 3 次東浦町の環境を守る基本計画の中間見直しについて、事務局より説明をお願いします。

事務局：第 3 次東浦町の環境を守る基本計画の中間見直しについて説明する。

「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画」は、国内外の動向や様々な環境問題などに対し、これまで本町が取り組んできた環境施策の成果や良好な環境を後世に継承していくため、計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度とし、令和 3 年 3 月に策定し、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会等の実現に向け、各施策を推進している。しかし、地球温暖化対策に対する世界の環境を取り巻く状況は、大きく変化し、国や県の環境、地球温暖化対策に対する動きも活発になっている。

国の動向は、平成 27 年にパリ協定が採択されて以後、平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスを令和 12 年度（2030 年）に、平成 25 年度（2013 年）比 26.0%削減することを表明した。令和 2（2020）年 10 月には「2050 年カーボンニュートラル」を宣言。令和 3（2021）年 4 月に開催された米国主催の気候変動サミットでは、温室効果ガスを令和 12 年度（2030 年度）に、平成 25 年度比 46%削減を目指すこと、さらに 50%削減の高みに向けて挑戦することを表明した。

愛知県の動きだが、平成 30（2018）年 2 月「あいち地球温暖化防止戦略 2030」策定し、温室効果ガスを令和 12 年度（2030 年度）に、平成 25 年度比 26.0%削減することを表明した。令和 4 年度（2022 年度）今年度 12 月には、国の削減目標の引き上げ等、社会情勢の状況を踏まえ、「2050 年カーボンニュートラル」

の実現を目指し、県の温室効果ガスを令和 12 年度（2030 年度）に、平成 25 年度比 46%削減する目標を掲げ、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）」を策定した。また同時に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。

このように、「第 3 次東浦町の環境を守る基本計画」を策定した直後から、国の温室効果ガス削減目標数値が引き上げられ、県の削減目標も昨年度引き上げられるなど、現計画の温室効果ガス削減目標数値等との齟齬が発生している。

以上のことから、現計画の中間年度である令和 7 年度に予定していた計画の中間見直しを、令和 6 年度に行うこととする。

「中間見直し実施予定内容（案）」として、令和 5 年度に環境意識アンケート調査の実施をはじめ、所管課とのヒアリング、見直し案の検討を行い、令和 6 年度に見直し案の作成、環境審議会での審議、パブリックコメントを実施し、町民の意見を取り入れ、令和 7 年 3 月に策定を完了したいと考える。

会 長：事務局から説明があったが、質問はあるか。

委 員：温室効果ガスの 46%削減は国・県でも全国的に太陽光パネルをつけることを念頭に置いている。アンケート調査は、市民への啓発という意味や効果もある。その点も踏まえ、46%削減へ誘導できるようなアンケートの内容に期待したい。

委 員：温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減とあるが、東浦町では、現時点で、実績値として何%削減となっているのか。

事 務 局：東浦町の二酸化炭素の年間排出量は、2013 年度は 384 千 t、直近での数値だと、令和元年度が 292 千 t であるため、約 24%削減となる。数値は、環境省のホームページで公開している自治体排出量カルテの数値を参考としている。

会 長：ほかに意見はあるか。

ないようなので、続いて、次第 3 の議題（3）ごみの分別と減量に向けて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局：ごみの分別と減量に向けて説明する。

東浦町のごみの現状だが、平成 28 年からの推移をグラフ化している。目標は 429 g に対して、令和 3 年度は、476 g であった。可燃ごみの年間排出量は、令和 3 年度は 8,401t であった。資源化率は、目標 22%に対して、令和 3 年度は、21.1%であった。

可燃ごみ処理有料化に伴い、令和元年度のごみの量が大幅に減少した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でごみの量が増加した。また、生活様式の変容により、有料化初年度の可燃ごみ排出量まで戻っていない。

令和4年に可燃ごみの組成調査を実施した。結果は、食品系廃棄物が可燃ごみの45%を占めていた。内訳は、食べ残し残飯が41.0%、手つかず商品が4.2%であった。このことから、水切りの徹底や生ごみ処理器等の活用により減量していく。また、食品ロス削減のPRやフードドライブの開催を引き続き行う。また、資源にできる紙類が可燃ごみの9.9%を占めたため、紙類の資源化の促進を図る。

次に、不燃ごみの組成調査だが、小型家電が17.9%を占めた。小型家電の回収ボックスの周知及び小型家電で利用されているリチウムイオン電池等の分別を周知する。また、硬質プラスチックが9.0%を占めた。こちらは、本来、可燃ごみで分類されるが、不燃ごみとして捨てられていた。

次に資源ごみのアンケート調査を令和4年度東浦町産業まつりで、町内在住の211名に対して実施した。アンケート内容は、①普段分別しているごみの種類、②資源ごみをどこに持っていくか、③大きなプラスチック製品の処分に困ることがあるか、である。①普段分別しているごみだが、ほとんどの品目で分別してもらっている。しかし紙類の分別、特にボール紙の分別が少ないため、紙類の資源化にアプローチする。②資源ごみをどこに持っていくかだが、ほとんどの方が自宅周辺のごみステーションに出していた。役場資源ステーションを利用している方も多かった。役場資源ステーションを利用する方は、緒川・石浜地区在住の利用割合が高かった。拠点の資源ステーションがあると効果的と考える。③大きなプラスチック製品の処分に困ることがあるかだが、7割近くが処分に困った経験があった。大型の製品プラスチックの回収が必要と考える。

今後の展開だが、ミックスペーパーの回収を開始する。また、製品プラスチック（硬質プラスチック）の拠点回収を開始し、大型の製品プラスチックも回収する。水切りの徹底や生ごみ処理器等の活用により減量し、食品ロス削減のPRやフードドライブを引き続き行う。

次に、令和4年度の調査を踏まえて、令和5年度から新たに行う事業を紹介する。ミックスペーパーの回収について、今まで可燃ごみとしていた紙類を集めてリサイクルする。窓付封筒、圧着はがき、写真、アルバム等が新たに回収できる。出し方は、各地区ごみステーションへ紙類資源の日に透明または半透明の

袋に入れしばって出す。回収開始は、令和5年6月を考えている。汚れているものやにおいの強いものは回収対象外とする。回収後は、トイレットペーパーや段ボールにリサイクルされる。次に製品プラスチックの回収だが、令和5年度から役場資源ごみステーションで回収する。袋に入れず、そのまま回収ネット、コンテナへ出す。可燃ごみの袋に入らない大きなサイズの衣装ケースや棚も回収する。回収後、リサイクルするとプラスチック製品の原料となり、再度商品化される。

会 長：事務局から説明があったが、質問はあるか。

委 員：空き家のごみについて、おそらく親族が何回かに分けてごみを出している。なにか対策はできるのか。
ごみステーションへのごみ出しがひどい時がある。監視カメラは検討しているのか。
洗濯機を分解し、別のごみステーションに分けて捨てられていることがある。対策しているのか。

事 務 局：ごみの出し方は、守ってもらうように周知する必要があるが、空き家のごみの対策については、そのような話を聞いたことが無かったため、今後、検討する。
監視カメラの設置は、現状、どこのごみステーションもひどい時があり、すべてのごみステーションに監視カメラを設置するのは難しいため、今後、対策等を検討する。
洗濯機を分解して捨てられることについては、環境課でも重要視しており、警察とも協力し、対応をしている。

委 員：石浜区民館前のごみステーションで、業者が捨てているようなケースが見受けられるが、対策はしているか。

事 務 局：石浜区民館前のごみステーションについては、石浜区と協議しており、監視カメラの位置の変更等を検討している。

委 員：製品プラスチックの回収について、大きさの制限はあるのか。

事 務 局：2 mを超えるような大きいものは想定していないが、1 m程度の衣装ケース等の回収を想定している。

委 員：製品プラスチックの回収はいつから開始するのか。
また、回収の種類を増やすと違反ごみが増えるのではないか。

事務局：製品プラスチックの回収は、令和５年１０月頃を予定している。回収の種類を増やすことにより違反ごみが増えるかについて、役場資源ステーションで製品プラスチックの回収を実施するが、こういった違反ごみが出てくるか分からないため、違反ごみ等のカウントをしながら、問題がないようであれば、各地区と話をし、新たに回収場所を設けるか等検討していく。

委員：可燃ごみと不燃ごみの組成調査についてよくやられたと思う。その中で、不燃ごみの中のリチウムイオン電池を含む小型家電が１８％を占めていたとのことだが、小型家電とリチウムイオン電池は個別回収をしているかと思うため、その周知の徹底をした方が良くと思う。

委員：事業系のごみについて、事業者へ指導等は実施しているのか。

事務局：役場で事業系のごみを回収することはないため、事業者へごみの出し方等についての指導は実施していない。また、事業系のごみは、ものによっては、産業廃棄物になることがあるため、各事業者で調べて頂く必要がある。その周知については、ホームページ等で実施することを検討する。

会長：他に質問はないか。
ないようなので、ここで、町長からあいさつをお願いします。

町長：あいさつ
本会議の出席に謝辞を述べる。
途中からの出席につき、最初の方の議題については、分からないが、ごみの出し方については、身近な問題でもあるため、色々な意見が出たのではないかと思います。また、関心を持ってもらうことが大事だと考える。実生活に照らし、ご提案をいただければと思う。

会長：続いて、次第４その他、全体を通して、意見等あるか。

委員：今後、東浦町でも、太陽光発電が増えていくと思うが、東浦のこの地区の景観は残したいなど、町としての意見は守ってほしいと思う。

町長：太陽光から環境や景観を守るのは、中々難しいところではあるが、例えば、東浦自然環境学習の森では、自然を守ろうという

ことで、過去に町が買取り、借上げをし、自然を守っている地域もある。また、景観条例で大規模行為については、届出が必要となる。禁止とは言えないが、こちらの要望等を伝えることはできる。今後でもできることをやっていきたい。

会 長：他によろしいか。

ないようなので、以上で審議を終了する。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、また長時間にわたり、熱心にご審議いただき、感謝する。これをもって、令和４年度東浦町環境審議会を閉会する。